

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

行政職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	1 主事の職務	122	26.3	主事	45	300	64.7	係員級
	2 保健師、栄養士又は看護師の職務			保健師	2			
	3 定型的な業務を行う保育園、子育て支援センター又は母子通園施設の保育士の職務			保育士	66			
	4 定型的な業務を行う児童館又は児童センターの児童厚生員の職務			児童厚生員	6			
	5 定型的な業務を行う幼稚園の教諭の職務			教諭	3			
	6 委員会等の事務局の主事、栄養士又は書記の職務			計	122			
2級	1 主任の職務	97	20.9	主任	53	300	64.7	係員級
	2 高度の知識又は経験が必要とする業務を行う保健師、栄養士又は看護師の職務			保健師	6			
	3 高度の知識又は経験が必要とする業務を行う保育園、子育て支援センター又は母子通園施設の保育士の職務			栄養士	3			
	4 高度の知識又は経験が必要とする業務を行う児童館又は児童センターの児童厚生員の職務			保育士	30			
	5 高度の知識又は経験が必要とする業務を行う幼稚園の教諭の職務			児童厚生員	2			
	6 委員会等の事務局の主任の職務			教諭	3			
	7 高度の知識又は経験が必要とする業務を行う委員会等の事務局の主事、栄養士又は書記の職務			計	97			
3級	1 主査の職務	81	17.5	主査	59	300	64.7	係員級
	2 特に高度の知識又は経験が必要とする業務を行う保健師、栄養士又は看護師の職務			保健師	1			
	3 特に高度の知識又は経験が必要とする業務を行う保育園、子育て支援センター又は母子通園施設の主任保育士の職務			主任保育士	20			
	4 特に高度の知識又は経験が必要とする業務を行う児童館又は児童センターの主任児童厚生員の職務			主任教諭	1			
	5 特に高度の知識又は経験が必要とする業務を行う幼稚園の教諭の職務			計	81			
	6 委員会等の事務局の主査の職務							
	7 特に高度の知識又は経験が必要とする業務を行う委員会等の事務局の栄養士又は書記の職務							
4級	1 係長又は主任主査の職務	62	13.4	係長	37	62	13.4	係長級
	2 保育園、子育て支援センター又は母子通園施設の園長補佐、所長補佐又は困難な業務を行う主任保育士の職務			園長補佐	4			
	3 児童館又は児童センターの館長補佐、所長補佐又は困難な業務を行う主任児童厚生員の職務			主任主査	21			
	4 幼稚園の園長補佐又は主任教諭の職務			計	62			
	5 委員会等の事務局の係長又は主任主査の職務							
5級	1 課長補佐又は副主幹の職務	57	12.3	課長補佐	33	57	12.3	課長補佐級
	2 市民サービスセンターの所長補佐又は副主幹の職務			所長補佐	1			
	3 保育園、子育て支援センター、母子通園施設又は幼稚園の園長又は所長の職務			園長	14			
	4 児童館又は児童センターの館長又は所長の職務			館長	3			
	5 委員会等の事務局の課長補佐、所長補佐又は副主幹の職務			センター所長	6			
6級	1 課長又は主幹の職務	28	6.0	課長	21	28	6.0	課長級
	2 市民サービスセンターの所長又は主幹の職務			センター所長	3			
	3 保育長の職務			管理事務所長	1			
	4 委員会等の事務局の課長、管理事務所長又は主幹の職務			保育長	1			
				主幹	2			
7級	1 次長又は参事の職務	7	1.5	次長	7	7	1.5	次長級
	2 委員会等の事務局の次長又は参事の職務			計	7			
8級	1 部長の職務	10	2.2	部長	7	10	2.2	部長級
	2 会計管理者の職務			会計管理者	1			
	3 委員会等の事務局の長の職務			事務局長	2			
	4 委員会等の事務局の部長の職務			計	10			
合計		464	100.0					

※ 暫定再任用職員を含みます。

行政職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	定型的な業務を行う用務員又は調理員の職務	0	0.0			2	100.0	係員級
				計	0			
2級	高度な技能又は経験を必要とする業務を行う用務員又は調理員の職務	2	100.0	調理員	2	2	100.0	係員級
				計	2			
3級	特に高度な技能又は経験を必要とする業務を行う用務員又は調理員の職務	0	0.0			0		
				計	0			
合計		2	100.0					

※ 暫定再任用職員を含みます。